



発行元：株式会社サポート・ワン・サービス
愛知県津島市愛宕町四丁目113 〒496-0036
代表TEL：(0567) 26-3921
FAX：(0567) 26-3922
ホームページ <http://www.s-o-s.co.jp>

庭仕事 / ナイス・デイ

何かやっていたほうが落ち着く利用者さん。春の陽気に誘われてか、一緒に庭仕事をしてくださいました。スタッフは助かるやら腰が心配やら……。一段落したら、ちゃんと室内に戻って休憩。その後は穏やかに過ごされていましたよ。



行事に参加 / ナイス・ホーム

一人では寂しいので、ナイス・デイのカルタ取り大会と一緒に参加。誰よりも鋭い視線で狙いを定めていたので、思わず立ち上がってしまいうくらいでした(笑)
ナイス・ホームの利用者さんが早く増えることを日々願っています。



外食 DAY / ナイス・デイ

昨年9月から開始した毎月行事。その名も「外食 DAY」
行き先は、主に津島市内の飲食店です。中華料理、ファミレス、回転すし、和食屋、お好み焼き等、相談しながら行き先を決めています。今年度も継続したいと希望があったため、毎月10日は外食 DAY!



毎年恒例 / ナイス・デイ

今年も切り干し大根作りが始まりました。
女衆は一所に集まって作業開始！手馴れた感じで包丁などを使い、山盛りの大根を輪切りやら千切りに変身させます。
昼食に、何のメニューで並ぶのか日を楽しみにしましょう



勝負!! / ナイス・デイ



早、4ヶ月... / 愛宕の家



愛宕の家は住宅型のため、入居者さんは介護保険等のサービスを利用しながら生活します。
開設から約4ヶ月になりますが、定員10名に対して入居者さんは6名です。やはり、中重度の認知症の方が多く、それぞれの性分や状態に合わせて対応することで落ち着いて生活できるように関わりたいと思います。

お疲れ様でした / スタッフ



寂しいのか寂しくないのか良く分からない不思議な雰囲気を送別会。
西野さんより一言
介護保険が始まる以前にこの仕事に飛び込んで以来10年。関わる人全てに育てられ、泣いて笑って怒って……。でも、まだまだひよ子。という訳で、更に成長してみようと決めました。「修行ならぬ修業に出ますっ！」

「オセロで勝負」
なあって言って、勝ったのはどっちでしょう(笑)
オセロって案外頭を使うんですね、思わず真剣に勝負しちゃいました。男の人って勝負事には慣れているのか、さらっとこなしているような気がしてちょっと悔しい思いをしました。

誰の靴かな〜 / 社内託児



愛宕の家の前で子供達が遊んでいました。雨上がりの翌日だったので傘を干していたら、とっても楽しそうに傘を差していました。が、足元を見たら「ありや??」
ナイス・デイ利用者さんの靴をしっかりと履いておりました。直後ぶかぶかの靴を履いて「すってーん」と転んで大泣き！自分の靴履こうね



花見 / ナイス・デイ

近くの大きな公園に桜の花見にお出かけしました。
最近では暖かくて体もよく動くので、車椅子を利用していらっしゃる方には、『頑張っ自分で車輪をまわしてね〜』と「しごきの館」の特訓さながらに自分で移動してもらっています。帰り道、桜の花びらを少々頂戴。お風呂で「桜の花湯」を楽しみました。

編集後記

「春眠暁を覚えず」と言いますが、本当に寝心地の良い季節です。気持ちよく、もう少し...布団と仲良くなってしまいそうな自分に湯を入れて起きています。
先日、少し肌寒く感じた雨の日に利用者さんから「花冷え」「春に三日の晴れなし」「菜種梅雨」等という言葉が教えていただきました。言葉の乱れを指摘される昨今ですが、人生の先輩が口にされる季節の言葉の美しさを感じました。今度はどんなことを教えていただけるかしらと楽しみにしています。(M)
「春眠不覚曉 處處聞啼鳥 夜來風雨聲 花落知多少」
春の寝心地の良さに夜明けになったのも気が付かずとうとうしているとそこ、ここから鳥の囀りが聞こえてくる タベは風の音が激しく聞こえていた あの嵐で花がだいぶ落ちたようだ

4月から「後期高齢者医療制度」がスタートしました。
対象は75歳以上の方ですが、65歳以上75歳未満でも「一定の障害がある」と認定された方もこの新制度に含まれます。

これまでの国民健康保険やサラリーマンの健康保険などの医療制度と老人保健制度の共同運用的な保険システムから、自動的(強制的?)に「後期高齢者医療制度」に移行されます。

これまで使用していた老人保健医療受給者証や被保険者証は使えなくなり、75歳以上の人も一人一人が自分自身の「後期高齢者医療被保険者証」を一枚、持つことになります。対象者の方には「名刺位の大きさのカード」がもう届いていると思います。4月からはこの新しい保険者証をお医者さんの窓口へ提出します。

保険料は、対象者になる全ての人が負担能力に応じて支払う必要があり、原則として年金からの天引き。保険料は都道府県毎に違い、2年毎に見直しされるそうです。

低所得の方やこれまで世帯主の健康保険の扶養だった方には厳しい制度ですが、減額措置もあるはずなので、「負担増...」とあきらめずに調べてみる価値はあります。

お医者さんにかかるときはこれまでと同じように受診することができます。費用は一般の方が1割負担、現役並み所得のある方で3割負担。これまでもあった「高額医療費の支給」も変わらないそうです。

今回、制度を調べるにあたり、津島市、愛知県後期高齢者医療広域連合、医療制度研究会等のホームページを参考しました。聞きなれない言葉も多く、「今後検討していくことになります」と言った表現も多々見られました。ニュース等でも多く取り上げられていますが、浸透していくには時間がかかるのではないのでしょうか。